

看護師等の雇用に関する企画委員会設置要綱

(目的)

第1条 関係者が協働して、岐阜県内の医療従事者の勤務環境の改善等に取り組むため、恒常的な連絡協議の場として「看護師等の雇用に関する企画委員会」（以下「企画委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 企画委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 岐阜県内の看護師等をはじめとする医療従事者の勤務環境の改善に関する事項
- (2) (1)の事項に関する住民の理解促進に関する事項
- (3) その他

(組織)

第3条 企画委員会は、委員長及び委員をもって構成し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会の事務を統括する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

(定足数)

第5条 委員会を開くための定足数は、委員の過半数とする。

(事務局)

第6条 企画委員会の庶務は、岐阜労働局労働基準部監督課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、委員長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成23年11月9日から施行する。

(別表)

看護師等の雇用に関する企画委員会委員

区分	団体等名称	役職
委員長	厚生労働省岐阜労働局	労働基準部長
委員	岐阜県医師会	常務理事
委員	岐阜県病院協会	理事・事務局長
委員	日本医療法人協会	岐阜県支部長
委員	岐阜県精神科病院協会	会長
委員	岐阜県看護協会	会長
委員	岐阜県健康福祉部医療整備課	課長
委員	厚生労働省東海北陸厚生局	岐阜事務所長
委員	厚生労働省岐阜労働局	監督課長
委員	厚生労働省岐阜労働局	職業安定課長
委員	厚生労働省岐阜労働局	雇用均等室長